平成２１年（フ）第１４５７号
堺市中区深阪1227番地３、住民票上の住所堺市西区草部162番地14
債務者　西村　文治
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４５８号
堺市西区浜寺石津町東２丁９番14号
債務者　田中　広子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４８０号
堺市美原区菩提76番地８
債務者　鍵本　康雄
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４８１号
堺市堺区山本町５丁112番地20
債務者　椿　由加理
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４８９号
大阪府藤井寺市林５丁目７番11号
債務者　森　　節子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４９６号
堺市堺区中之町西３丁２番29―510号
債務者　岡本　　涼
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５０２号
堺市西区菱木３丁2019番地７
債務者　久保　義雄
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５３９号
堺市北区北長尾町２丁２番９号　高山マンション201号室、前住所大阪市浪速区敷津西１―９―26―２Ａ
債務者　橘　かおる
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第５１５号
新潟市中央区上沼661番地　シャーメゾン・ランブルＡ―201号
債務者　古源　浩司
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１３２号
兵庫県神戸市西区玉津町新方221―３　あけぼの荘、住民票上の住所兵庫県小野市高田町2220番地
債務者　田中佐夜子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで　神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第１３１号
山口県山陽小野田市大字小野田4727番地２
債務者　中國　照義
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第１３８号
山口県山陽小野田市大字小野田4727番地２
債務者　中國美智子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第１５６号
山口県宇部市寺の前町８番45―401号
債務者　村田　時江
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第１６０号
山口県山陽小野田市叶松１丁目３番12号　市営住宅12棟３号
債務者　石田　清治
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第１６３号
山口県山陽小野田市大字厚狭1004番地１
債務者　西村美代子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第７９号
香川県三豊市仁尾町家の浦346番地１
債務者　土井　佳世
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで　高松地方裁判所観音寺支部

平成２１年（フ）第４８５号
金沢市北安江４丁目２番１号
債務者　北口まさ枝
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで　金沢地方裁判所